

会計検査院規則第二号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第三十八条の規定に基づき、会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年四月八日

会計検査院長 原田 祐平

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局定員規則（昭和二十九年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

「千二百五十一人」を「千二百五十二人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和八年四月一日から適用する。

新旧対照

◎会計検査院事務総局定員規則（昭和二十九年会計検査院規則第三号）（抄）

（下線部分が改正箇所）

改正後	改正前
<p>会計検査院事務総局の職員（非常勤職員、休職者、国際機関等に派遣されている職員、交流派遣職員及び育児休業又は配偶者同行休業をしている職員を除く。）の定員は、<u>千二百五十二人</u>とする。</p>	<p>会計検査院事務総局の職員（非常勤職員、休職者、国際機関等に派遣されている職員、交流派遣職員及び育児休業又は配偶者同行休業をしている職員を除く。）の定員は、<u>千二百五十一人</u>とする。</p>